

安全データシート(SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : エコロフェン CW オレンジ

供給者の会社名称 : 株式会社ザイエンス
住所 : 〒101-0035
東京都千代田区神田紺屋町 17 ONEST 神田スクエア 7F

担当部門 : 営業本部
電話番号 : 03-3254-0831
FAX : 03-3254-0813

緊急連絡先
住所 : 〒372-0855
群馬県伊勢崎市長沼町 2222

担当部門 : 製造本部・技術支援チーム
電話番号 : 0270-32-0611
FAX : 0270-32-0613

推奨用途及び使用上の制限
推奨用途 : 木材防腐防蟻剤

2. 危険有害性の要約

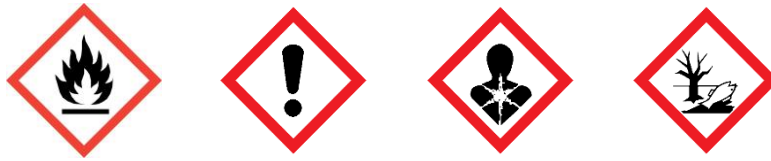
化学品の GHS 分類

物理化学的危険性	
引火性液体	区分 3
健康に対する有害性	
急性毒性(経口)	区分 4
急性毒性(経皮)	区分 4
皮膚腐食性／皮膚刺激性	区分 2
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2
皮膚感作性	区分 1
発がん性	区分 1A
生殖毒性	区分 1A
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 2
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1
誤えん有害性	区分 1
環境に対する有害性	
水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1

未記載の分類は、分類対象外または分類できない

GHS ラベル要素

シンボル



注意喚起語:危険

危険有害性情報:

引火性液体及び蒸気

飲み込むと有害

飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

皮膚に接触すると有害

皮膚刺激

アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ

強い眼刺激

呼吸器への刺激のおそれ

眠気又はめまいのおそれ

発がんのおそれ

生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

血液、腎臓の障害のおそれ

長期にわたる又は反復ばく露による肝臓の障害

長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系、眼、血液、呼吸器、腎臓の障害のおそれ

水生生物に非常に強い毒性

長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性

注意書き:

【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。

全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

容器を密閉しておくこと。

容器を接地しアースをとること。

防爆型の【電気機器／換気装置／照明機器】を使用すること。

火花を発生させない工具を使用すること。

静電気放電に対する措置を講ずること。

ミスト／蒸気を吸入しないこと。

ミスト／蒸気の吸入を避けること。

取扱い後は手をよく洗うこと。

この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。

屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

環境への放出を避けること。

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合:気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合:多量の水で洗うこと。

皮膚(又は髪)に付着した場合:直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。

吸入した場合:空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合:医師の診察／手当てを受けること。

気分が悪いときは医師に連絡すること。

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

特別な処置が必要である(このラベルの各項目を見よ)。

口をすすぐこと。

無理に吐かせないこと。

皮膚刺激が生じた場合:医師の診察／手当てを受けること。

皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合:医師の診察／手当てを受けること。

眼の刺激が続く場合:医師の診察／手当てを受けること。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

火災の場合:消火するために適切な消火剤を使用すること。

漏出物を回収すること。

【保管】

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。

施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物、容器は関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区分:混合物

化学名又は一般名

1. 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル

(一般名:エトフェンプロックス)

2. 2-(4-クロロフェニル)-3-シクロプロパン-1-イル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)ブタン-2-

オール(一般名:シプロコナゾール)

組成・成分情報

成分名	化学式または 構造式	含有量 (w/w%)	CAS No.	官報公示整理番号	
				化審法	安衛法
エトフェンプロックス	$C_{25}H_{28}O_3$	9.0	80844-07-1	(3)-3981	4-14-178
シプロコナゾール	$C_{15}H_{18}ClN_3O$	3.0	94361-06-5	(5)-6266	—
エチルアルコール	C_2H_6O	7.0~8.0	64-17-5	(2)-202	—
鉱油	—	1.0~2.0	—	—	—
ナフタレン	—	0.1~0.5	—	登録済	—
ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン	$C_{16}H_{18}$	10~11	40766-31-2 (6196-95-8、6165-51-1、6165-52-2を含む)	(4)-38	—
2-フェノキシエタノール	$C_8H_{10}O_2$	27	122-99-6	(3)-558	—
ジエチレングリコール	$C_4H_{10}O_3$	0.3	111-46-6	(2)-415	—
トリプロピレングリコール モノメチルエーテル	$C_{10}H_{22}O_4$	2.9	25498-49-1	(2)-438	—
高沸点溶剤	—	—	—	登録済	—
界面活性剤	—	—	—	登録済	—
着色剤	—	—	—	登録済	—

4. 応急措置

- 吸入した場合：被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静に努め、医師の手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合：汚染された衣服を脱ぎ、付着又は接触部を石鹸で洗浄し、大量の水で洗い流す。皮膚の変色や痛み等がある場合は、医師の診断を受ける。汚染された衣服を再使用する場合は洗濯する。
- 眼に入った場合：直ちに清浄な流水で 15 分以上洗浄する。コンタクトレンズを容易に外せる場合は外してから洗う。直ちに医師の診断及び手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合：無理に吐かすことはせず、すぐに水で口の中をよく洗浄し、至急医師の診断を受ける。嘔吐物は飲み込ませないようにする。可能であれば容器、ラベルまたはこのデータシートを医師に示すこと。
- 医療関係者への情報：特定の解毒剤は無い。対症療法を行う。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤：炭酸ガス、ドライケミカル、泡、強化液タイプ、粉末
- 使ってはならない消火剤：消火に棒状水を用いてはならない。火災を拡大して危険な場合がある。
- 特有の危険有害性：火災によって刺激性又は毒性のガスを発生する恐れがある。
- 消火を行う者の保護：消火作業の際は、適正な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置
環境に対する注意事項
封じ込め及び浄化の方法及び機材
- : 作業者は適切な保護具を着用し、眼や皮膚への接触や吸入を避ける。
 - : 河川等への放出等、環境に影響を与えないように注意する。
 - : 少量の場合は、適当な吸収材(布、紙、ウエス等)にて拭き取り、その後大量の水で洗い流す。多量の場合は、土砂やおがくず等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、空容器に回収する。付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
- : 取扱いの際は、適切な保護具(保護マスク、保護眼鏡、保護手袋、安全靴)を着用し、眼や皮膚への接触や吸入を避ける。取扱い時には飲食、喫煙をしない。製品の飛散、漏出物等がないようにする。静電気放電に対する予防措置を講ずること。防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。
- 保管
- : 火気厳禁。直射日光を避け、換気のよい冷暗所で、密封容器に入れて保管する。小児の手の届かない所に保管する。食品や飼料と区別して保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

- 設備対策
- : 局所排気装置を使用する。または通気をよくする。取扱い場所の近くに、洗顔及び身体洗浄のための設備を設ける。
- 管理濃度
- : 作業環境評価基準
ナフタレン 10ppm
- 許容濃度
- : ACGIH
エチルアルコール STEL 1000ppm
ナフタレン TWA 10ppm
鉱油 TWA: 5mg/m³
日本産業衛生学会
鉱油ミスト 3mg/m³
エトフェンプロックス 3mg/m³
- 公共水域等における
農薬の水質評価指針値
- : エトフェンプロックス ≤0.08mg/L
- 保護具
- 呼吸器の保護具
- : [換気が不十分な場合] 有機ガス用マスク
- 手の保護具
- : 不浸透性(耐薬品、耐油、耐溶剤)手袋
- 眼の保護具
- : 保護メガネ、顔面接触のおそれがある時は顔面シールドを着用する。
- 身体の保護具
- : 取り扱い量に応じて、保護服、保護長靴、保護前掛け等を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態
- : 液体
- 色
- : 濃橙色透明

臭い	: データなし
沸点又は初留点及び沸点	: データなし
範囲	
可燃性	: データなし
爆発下限界及び爆発上限	
界/可燃限界	: データなし
引火点	: 約 30℃
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: データなし
動粘性率	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び/又は相対密度	: 1.0g/cm ³ (20℃)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の条件下では安定。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 通常の条件下では安定。
避けるべき条件	: 火気, 高温, 直射日光, 湿気
混触危険物質	: 強酸化剤, 強塩基
危険有害な分解生成物	: 通常の条件下では生成しない。過熱や燃焼により分解し, 有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性	: (経口)濃度合計値から区分 4 と推定される。 (経皮)濃度合計値から区分 4 と推定される。
皮膚腐食性／刺激性	: 濃度合計値から区分 2 と推定される。
眼に対する重篤な損傷性／ 眼刺激性	: 濃度合計値から区分 2 と推定される。
呼吸器感作性又は皮膚感作 性	: (皮膚感作性) 濃度合計値から区分 1 と推定される。
生殖細胞変異原性	: 利用可能な情報に基づく限り分類できない。
発がん性	: 濃度合計値から区分 1A と推定される。
生殖毒性	: 濃度合計値から区分 1A と推定される。
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	: 区分 2: 血液, 腎臓 区分 3: 気道刺激性, 麻酔作用
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 区分 1: 肝臓 区分 2: 中枢神経系, 眼, 血液, 呼吸器, 腎臓
誤えん有害性	: 区分 1 該当成分の含有率から区分 1 と推測される。

12. 環境影響情報

水生環境有害性	: 毒性乗率を考慮した濃度合計値から区分 1 と推定される。
---------	--------------------------------

短期（急性）	
水生環境有害性	: 毒性乗率を考慮した濃度合計値から区分 1 と推定される。
長期（慢性）	
生態毒性	: 利用可能な情報はない。
残留性・分解性	: 利用可能な情報はない。
生態蓄積性	: 利用可能な情報はない。
土壤中の移動性	: 利用可能な情報はない。
オゾン層への有害性	: 利用可能な情報はない。

13. 廃棄上の注意

注意事項	: 廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従う。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上、処理を委託する。空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処分する。
------	---

14. 輸送上の注意

国連分類	: クラス 9
国連番号	: 3082
品名	: 環境有害性物質, 液体
容器等級	: III
海洋汚染物質	: 該当
輸送時の安全対策	: 運搬に関しては、容器に破損、漏れのないことを確認し、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。直射日光、風雨に直接ばく露しない状態で輸送する。
国内規制	: 項目 15 を参照する。

15. 適用法令

消防法	: 危険物第 4 類第 2 石油類, 危険等級 III, 非水溶性
労働安全衛生法	: 施行令別表第一 危険物 引火性の物 4 第 57 条の 2 通知対象物質 エチルアルコールとして 0.1%以上 エトフェンプロックスとして 1.0%以上 鉱油として 0.1%以上 ナフタレンとして 0.1%以上 2-フェノキシエタノールとして 1.0%以上(令和 8 年 4 月 1 日より施行) ジエチレングリコールとして 0.1%以上 1, 4-ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼンとして 1.0%以上(令和 8 年 4 月 1 日より施行) トリプロピレングリコールモノメチルエーテルとして 1.0%以上(令和 8 年 4 月 1 日より施行)

第 57 条

表示対象物質

エチルアルコールとして 0.1%以上

エトフェンプロックスとして 1.0%以上

鉱油として 1.0%以上

2-フェノキシエタノールとして 1.0%以上(令和 8 年 4 月 1 日より施行)

1, 4-ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼンとして 1.0%以上(令和 8 年 4 月 1 日より施行)

トリプロピレングリコールモノメチルエーテルとして 1.0%以上(令和 8 年 4 月 1 日より施行)

安衛則第594条の2

皮膚刺激性有害物質

2-フェノキシエタノールとして 1.0%以上

強い変異原性が認められた化学物質

ナフタレン

毒物及び劇物取締法	: 非該当
道路法	: 通行制限品目(危険物第 4 類第 2 石油類, 非水溶性) 普通自動車及び四輪以上の小型自動車 1,000L 未満
水質汚濁防止法	: 鉱油類 5mg/L
下水道法	: 鉱油類 5mg/L
化学物質排出把握管理 促進法(PRTR 制度)	第一種指定化学物質 : エトフェンプロックス ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン

16. その他の情報

安全データシートは、化学製品を安全に取り扱うための参考資料として当該化学製品を取り扱う事業者提供されるものであつて、安全を保障するものではありません。また、それぞれの数値は、規格値や品質を保証する数値ではありません。この安全データシートは、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、本品(当該製品)に関する全ての情報が網羅されているわけではありません。また、記載内容は当該製品の一般的な取扱いについて記載したものです。従つて、当該製品を取り扱う業者は、取扱い等の実状に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、この安全データシートを活用されるようお願いします。

—以上—